

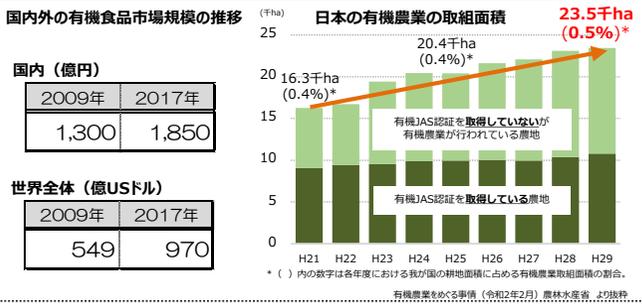
新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について

令和2年4月改定
(令和2年4月30日公表)

※ 2009年の世界全体の有機食品の市場規模について
令和2年9月1日に訂正 (509 → 549)

有機農業を巡る近年の状況

国内外の有機食品需要の増大と有機農業の取組面積の推移



有機農業はSDGsの達成に貢献



果樹・有機部会における論点 (同部会 中間とりまとめより)

- 【有機農業の推進目的】
✓ 有機農業の特徴等を踏まえ、**農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべき。**
- 【有機農業の制度】
✓ 有機農業関連制度が、**生産者にも消費者にもわかりにくい。**国際水準も踏まえ定義を整理する、有機認証を取得しやすくする、等の**整理が必要。**
- 【有機農業の施策】
✓ 有機農業に取り組む**生産者の人材育成**や相互連携。**技術開発、農地の確保・集団化、販路開拓や流通の合理化、消費者への情報伝達・理解確保**が必要。

これまでの有機農業の推進に関する基本的な方針

- 有機農業推進法 (平成18年12月制定) に基づき策定
 - 基本的な事項、推進及び普及の目標、施策等を記載
- 平成19年4月策定 → 平成26年4月改定
- ※ おおむね平成30年までの目標を設定
- ※ 平成30年 (2018) に、取組面積を全耕地面積の1.0%とする目標を設定 (2017年時点0.53%)

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後 (2030年) の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。
 - < 国内の有機食品の需要 > 1,300億円 (2009) → 1,850億円 (2017) → **3,280億円 (2030)**
 - < 有機食品の輸出額 > 17.5億円 (2017) → **210億円 (2030)**
- この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。
 - 【有機農業の取組面積】 23.5千ha (2017) → **63千ha (2030)**
 - 【有機農業者数】 11.8千人 (2009) → **36千人 (2030)**
 - 【有機食品の国産シェア】 60% (2017) → **84% (2030)**
 - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】 17.5% (2017) → **25% (2030)**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
 - 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。
- ※ 青太字は今次基本方針にて追加された施策
- **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導**等
 - **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築**等
 - **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減**等
 - **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等
 - **技術開発・調査**：**雑草対策、育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

中間評価及び見直し

- 10年後 (**2030年**) を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。